

津 監 第 1 0 2 号  
平成 2 9 年 1 月 3 0 日

津 山 市 長 様

津山市監査委員 久 常 勝 實  
津山市監査委員 竹 内 邦 彦

公の施設の指定管理者等監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項及び第 5 項の規定に基づき平成 2 8 年度の公の施設の指定  
管理者監査及び指定管理事務に関する随時監査を実施したので、監査の結果に関する報告  
について、同条第 9 項の規定により提出します。

## 第1 監査の期間及び対象

### 1 期間

平成28年8月10日～平成29年1月23日

### 2 実施日及び対象

実施日	指定管理者名	施設名	所管部署
10月21日	阿波養魚組合	阿波森林公園	産業経済部 森林課
	公益社団法人 津山市観光協会	黒木キャンプ場	産業経済部 農村整備課

## 第2 監査の範囲及び方法

公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務の執行、所管部署の同施設の管理に関する事務について、平成27年度における指定管理に関する業務が関係法令、協定書及び仕様書に沿って行われているか、管理業務に係る出納事務が適正であるか、また、関係諸帳簿の整備保存状況は適正であるか等について監査した。

監査にあたっては、所管部署から監査資料・関係諸帳簿等の提出を求め、書類の調査・照合のほか、関係者から説明を聴取するなどにより実施した。

## 第3 指定管理の状況

### 1 阿波森林公園

#### (1) 指定管理の概要等

(ア) 施設の所在地 津山市阿波 3115 番地

(イ) 施設の内容 面積 21,200 m<sup>2</sup>

主要施設 溪流茶屋、バンガロー、園地広場等

#### (ウ) 施設の設置目的

阿波森林公園の自然環境を生かして、青少年及び家族が野外活動に親しみ、レクリエーション等の体験に親しみ、もって心身の健全な育成と健康の増進ができる場を提供する

#### (2) 管理業務の内容

##### (ア) 業務概要

施設又は設備の利用の許可に関する業務

施設の維持管理に関する業務

利用料金の徴収に関する業務

施設の設置目的を発揮するための事業に関する業務

施設の利用者の利便性を向上させるために必要な業務

前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

- (1) 権限の概要
  - 施設の休場日の変更に関すること
  - 施設の利用の許可に関すること
  - 利用料金の徴収、減免及び還付に関すること
  - 利用の許可に関する事項及び内容の変更、利用許可の取り消しに関すること
  - 入場の制限、本施設の原状回復に要する費用の請求等
- (3) 指定の期間
  - 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 指定管理料
  - 3,548,572 円（平成27年度決算額）
- (5) 利用料金制 採用している

## 2 黒木キャンプ場

- (1) 指定管理の概要等
  - (ア) 施設の所在地 津山市加茂町黒木 646 番地 9
  - (イ) 施設の内容
    - 面積 98,070 m<sup>2</sup>
    - 主要施設 黒木第1キャンプ場、黒木第2キャンプ場、黒木第3キャンプ場、桜の丘、レイクパーク加茂第1園地、湖畔の広場、つどいの御崎、桑谷向こう園地、くつろぎの川辺、かたらいの広場、トヤの夫婦滝公園、自然観察の森
  - (ウ) 施設の設置目的
    - 黒木ダム湖畔の自然環境を生かして、青少年及び家族が野外活動、レクリエーション等の体験に親しみ、もって心身の健全な育成と健康の増進ができる場を提供する
- (2) 管理業務の内容
  - (ア) 業務概要
    - 施設又は設備の利用の許可に関する業務
    - 施設の維持管理に関する業務
    - 利用料金の徴収に関する業務
    - 施設の設置目的を発揮するための事業に関する業務
    - 施設の利用者の利便性を向上させるために必要な業務
    - 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務
  - (イ) 権限の概要
    - 施設の休場日の変更に関すること
    - 施設の利用の許可に関すること
    - 利用料金の徴収、減免及び還付に関すること
    - 利用の許可に関する事項及び内容の変更、利用許可の取り消しに関すること

入場の制限、施設の原状回復に要する費用の請求等

- (3) 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 指定管理料  
4,988,571円(平成27年度決算額)
- (5) 利用料金制 採用している

#### 第4 監査の結果

公の施設の管理に係る事務の執行について、改善を要する点が見られたので、必要な措置を講じられたい。

##### 1 阿波森林公園

###### (1) 指定管理者について

###### (ア) 指摘事項

津山市長宛の利用申請書を使用しているが、阿波森林公園条例施行規則第10条の規定に基づき、指定管理者宛に改められたい。

利用許可書を発行されていないので、阿波森林公園条例施行規則に従い、発行されたい。

基本協定書第12条に規定されている防災計画は、施設利用者に対する安心・安全の観点からも必要であるので、早急に作成されたい。

借入金については、組合として借入を決定する過程の記録及び借用書が作成されていないので、金額、経緯、内容等を書面として整備されたい。

###### (イ) 要望事項

所管課等と連携し、施設利用や自主事業についてのPRを充実させ、利用者増を図られたい。

###### (2) 所管部署について

###### (ア) 指摘事項

基本協定書第81条に規定されている指定管理業務固有の口座について、指定管理者から届出があったが、指定管理者の別口座へ指定管理料を振込んでいたので、届出のあった口座に変更されたい。

###### (イ) 要望事項

協定書に規定された管理区域は、指定管理者が認識している管理区域と相違があるため、実際の管理区域と照合されたい。相違がある場合は、速やかに管理面積の整理をし、指定管理料についても再度確認をされたい。

管理区域は布滝等の観光資源を有しており、関係部署とも連携・協力してPRを行い、施設利用や指定管理者が行う自主事業の利用者増につながるよう取り組まれたい。

## 2 黒木キャンプ場

### (1) 指定管理者について

#### (ア) 指摘事項

利用許可申請書及び利用許可書は津山市長名のものを使用しているが、黒木キャンプ場条例施行規則第11条の規定に基づき、指定管理者名に改められたい。

第1キャンプ場の管理人室を、行政財産目的外使用の手続をすることなく使用させていた。行政財産の目的外使用の許可は市長の権限であり、条例、協定書、仕様書等を遵守し、適正な施設管理業務にあたられたい。

### (2) 所管部署について

#### (ア) 指摘事項

指定管理者が、第1キャンプ場の管理人室を行政財産目的外使用の手続をすることなく、使用させていた。行政財産の目的外使用の許可は市長の権限であるので、指定管理者への指導を徹底されたい。

## 第5 監査委員の意見

阿波森林公園及び黒木キャンプ場の監査結果については前述のとおりである。

指定管理者制度は、民間団体のノウハウを活かして、サービスの向上と収支の改善を目指す制度であり、阿波森林公園と黒木キャンプ場はともに津山市の施設での指定管理者制度が開始された平成18年度から導入している。

両施設とも平成27年度は、施設の老朽化やイノシシの獣害により、修繕料が200,000円以上も増加している。また、広範囲にわたる施設管理やキャンプ場内での事故予防対策等、施設管理に苦心している様子が見受けられた。加えて、天候の変化による雪、大雨での付近の川の増水、雷等の自然災害にも留意する必要がある。防災計画に基づいた避難訓練等の計画的な実施により、利用者の安全性の確保をより一層確実なものとなされたい。

両施設は、本市の豊かな自然を満喫でき、阿波森林公園では釣り大会やバーナイト等、黒木キャンプ場ではお滝まつり、登山教室等の自然の魅力を取り入れた自主事業を工夫して行っている。黒木キャンプ場については、ホームページや新聞のチラシ、地域の防災無線を利用したPRがされているが、阿波森林公園についてはホームページやパンフレットがないため、PRに苦慮している状況が見受けられた。今後は所管課や関係機関とも連携し、より有効な情報発信に努め、利用者増に向けて取り組まれたい。